

令和5年第7回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和5年7月19日（水）第7回鹿沼市農業委員会総会をそば割烹日晃において開催した。

出席委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	6番 川 田 武 雄
7番 荻 原 俊 彦	8番 吉 高 神 勇	10番 奈 良 茂 男
11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄	13番 安 生 芳 子
14番 鈴 木 克 男	15番 神 山 卓 也	17番 大 森 用 子
18番 青 木 正 好		

(16名)

欠席委員

9番 廣 田 和 世 、 16番 廣 瀬 博

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇 賀 神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 査 永 島 翔
経済部農政課	主 事 丹 千 暁	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇 賀 神 崇

—◇—

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前10時00分、第7回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

3番 田 島 正 男 委員 、 11番 江 俣 伸 一 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買1件、贈与1件、合計2件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎塩入佳子委員 1番の件は、上野町の●●さんが伯母である宇都宮市の●●さんから贈与を受けるものです。高村推進委員と一緒に現地を見てまいりました。事務局の説明のとおり問題ないと思いますのでご承認のほどよろしく申し上げます。

◎田島正男委員 2番の件は、見野の●●さんから富岡の●●さんへの売買です。事務局の説明のとおり問題はありませので、ご承認のほど宜しく申し上げます。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番及び2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。2ページをお開きください。1番、武子における●●さん申請の農地改良及びそのための搬出入路への一時転用については、東を山林、西及び北を道路、南を畑及び道路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。2番、中粕尾における●●さん申請の農家住宅のための転用については、東を田、西及び南を道路、北を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（江俣伸一委員） 7月10日に私と田島委員、事務局の宇賀神係長、永嶋主査の4名で現地調査を行いました。農地法第4条第1項の規定による許可申請の現地調査の結果を報告します。1番、武子の件は、菊沢東小学校から北西へ約650mのところ、西側からは2mくらい低くなっています。周囲の状況から問題はないと見てまいりました。2番、

中粕尾の件は、粕尾小学校から北西へ約1.1kmのところ、農家住宅の申請です。この土地は県の災害復旧工事の事務所の跡地となっていたところで、周囲の状況から問題はないと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、武子の件は、農業、●●さんが行う農地改良とその搬出入路のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほど宜しく願います。

◎大森用子委員 2番、中粕尾の件は、農業、●●さんの農家住宅建築のための転用申請です。事務局及び現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほど宜しく願います。

◎議長は、議案第2号について質問を求めた。

◎吉高神 勇委員 2番ですが、住宅ですと500㎡未満と理解していたのですが、農家住宅は●●さん本人の住宅ということでよろしいでしょうか。

◎事務局（永嶋主査） 今回は●●さん自身が先の災害で住宅が被災したため建て替えるもので、農家住宅というかたちを取っています。こちらの場所は非線引きの都市計画区域外ですので、農家住宅の敷地面積は原則1,000㎡程度となりますので、内容的に問題無いものとなっています。

◎鈴木克男委員 農家住宅の敷地面積は原則1,000㎡程度とのことですが、農家住宅の敷地面積は上限があるのかどうか教えて欲しい。

◎事務局（永嶋主査） 一般住宅も農家住宅も法的な決まりはありませんが、県の基準で運用されています。農家住宅は1,000㎡程度を目安とするようになりますが、納屋とか畜舎とかありますとどんどん面積は必要になりますので、内容に応じて、農家の事業として必要な面積を示してその妥当性が認められれば1,000㎡を超える許可も可能となります。

◎議長は、議案第2号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番及び2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、板荷における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を道路、西、南及び北を田に囲まれた農地です。また申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。なお本件は、譲渡人が許可前に一部分を雑種地として利用していたことから始末書付きとなっております。以上、5条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（田島正男委員） 1番、板荷の件は、東武日光線の板荷駅から南へ約400mのところ、県道板荷玉田線沿いにあります。●●による太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題はないと思われそうですが、現地の一部が土の山になっておりまして、始末書が必要と見てまいりました。以上です。

◎竹澤 靖委員 1番、板荷の件は、事務局と現地調査員の説明のとおり、周囲の状況からは問題無いと思います。ただし説明にもあったとおり、石や残土が山積みになっていたため、本人と話をし始末書が必要であるとお伝えしました。本人も反省しておりますので、ご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和5年7月3日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書4ページから8ページをご覧ください。更新の利用権設定が21件、60筆、118,226㎡となっております。続いて議案書9ページから10ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が4件、14筆、32,861㎡となっております。続いて議案書11ページをご覧ください。所有権移転が1件、1筆、1,118㎡となっております。これら合計26件、75筆、152,205㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から26番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（丹主事） 農政課農政係の丹です。よろしくお願ひします。議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）」について説明させていただきます。議案書12ページ及び案内図をご覧ください。農政課では全ての申出案件について現地調査を行いました。今回除外の申出のあった案件について説明いたします。まず番号1番について説明いたします。栃窪、●●さん申出の駐車場敷地です。場所は栃窪地内の等持院本堂から北へ約110mに位置しています。利用予定者は等持院です。現在、等持院が契約している来院者用の駐車場の契約が切れてしまうことに加え、慢性的な駐車場不足により、厄除けなどの催しや墓参りの来客のたびに路上駐車がたびたび発生しており、安全確保の観点からも広い駐車場の確保が急務となっております。そこで既存の寺院敷地と一体で利用できるように、寺院に隣接する当該申出地を選定しました。面積は2筆で1,634㎡、北を山林、東西を畑、南を墓地に接しています。続いて番号2番について説明いたします。上殿町の●●さん申出の駐車場敷地です。場所は上殿町地内で、鹿沼市消防本部から南へ約300mに位置しています。利用予定者は申出者本人で、申出者は現在、児童福祉法に基づく障がい児支援事業きずなプラスを運営しています。今回、事業拡大のため敷地内に建物を増築することとなり、増築によって既存の駐車場が減少すること、また事業拡大によって従業員と利用者が増加することにより新たな駐車場の確保が急務となりました。そこで障がいのある児童を安全に送迎できるように、道路などを横断せず既存の施設と一体で利用できるように施設に隣接する当該申出地を選定しました。面積は2筆で965㎡、北と西を宅地、東と南を田に接しています。続いて番号3番について説明いたします。塩山町、●●さん申出の一般住宅敷地の拡張です。場所は塩山町地内で、塩山町集会所から南へ約400mに位置しています。利用予定者は申出者本人で、土地所有者の●●さんは申出者の父にあたります。平成元年に申出地の西側の土地に開発許可を取り、平成2年に居宅を建築しました。それから数年後にカーポートや物置などを自宅に隣接する農地に無断で設置し、現在に至っております。今回、申出者からは始末書が提出されております。面積は1筆で141.24㎡、北と西と南を宅地、東を田に接しています。続いて番号4番について説明いたします。上石川の●●さん申出の資材置場敷地です。場所は宇都宮市内のトープモータースクールから西へ約300mに位置しています。利用予定者は申出者本人です。園芸用土の需要増加に対応するための原料置場が不足しており、製造量に追いついていない現状があります。当該申請地は100mほど離れた場所に拠点となる工場、倉庫があることに加え、建設中の新工場からも500mほどしか離れておらず、利便性が高い位置にあります。また所有地と一体的に利用できることから当該申出地を選定しました。面積は1筆で2,317㎡、北を山林、東を宅地と畑と山林、西を畑、南を山林に接しています。続いて番号5番について説明いたします。深津の●●さん、●●さん申出の駐車場敷地です。場所は、さつき町地内で鹿沼市消防本部東分署から南東へ約700mに位置しています。利用予定者はキューソティス(株)で、現在利用している駐車場が新たな産業団地の建設により使用できなくなり、新たな駐車場の確保が急務となりました。そこで会社か

ら近く、今まで利用していた駐車場からも近い、当該申出地を選定しました。面積は2筆で3,711.91㎡、北と東を宅地、西を宅地と畑、南を畑に接しています。いずれの案件につきましても選定経過から他に代替地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、栃窪の件は、ただ今の農政課の説明のとおり問題はありませんので、ご承認の程お願ひします。

◎吉高神 勇委員 2番につきましては農政課の説明のとおり、児童の発達支援事業を行うきずなプラスを運営している団体です。事業拡大のための施設を増設することによって既存の駐車場が無くなるため、新たに駐車場を求めるものであります。農政課の説明のとおりですのでよろしくお願ひいたします。

◎奈良茂男委員 3番、塩山町の件は、塩山町の●●さんから●●さんへの一般住宅への転用を目的とする農振除外の申請です。申請地は約2,900㎡のうち141.24㎡という狭い土地利用となりますが、予定地には先にハウスや建物等が建てられ、利用者本人から始末書付きの申請があったそうです。ただ今の農政課の説明のとおりですのでご承認をよろしくお願ひいたします。

◎江俣伸一委員 4番、上石川の件は、ただ今の農政課の説明のとおりですので、ご承認の程お願ひします。

◎安生芳子委員 5番、深津の件につきましては、現地も見てきましたが農政課の説明のとおり何ら問題無いと思ひますので、ご承認の程お願ひします。

◎議長は、議案第5号について質問、意見を求めたが、質問、意見が無いため、1番から5番について異存なしと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後4時40分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和5年7月19日

議 長

署名委員

署名委員
